

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「科学的根拠」を「フッ化物応用その他の科学的根拠」に改め、同条中第八号を第十号とし、同条第七号中「であつて歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「であつて歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診又は口腔機能の管理」に、「についての」を「についての、」に、「及び保健医療等業務従事者」を「、保健医療等業務従事者及び医療保険者」に、「による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「による充実した歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診並びに口腔機能の管理」に改め、同条を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 歯科と医科の各分野間の連携体制強化のための取組の推進に關すること。

八 八〇二〇運動（八十歳になつても自分の歯を二十本以上保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）の推進に關すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

歯と口腔の健康は、健康な生活を送る基礎となるほか、生活習慣病の予防につながることから、全身的な疾患の状況を踏まえた口腔機能の維持及び回復を目指す取組等の歯と口腔の健康づくりに關する施策を更に推進し、もつて県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。